

摂食嚥下障害訓練用クリニカルパス

「食べる（経口摂取）」という行為は、まず食物を認識する、食物を口まで運ぶ（摂食）、口のなかで噛みくだき（咀嚼）、飲み込みやすい形状にし、口からのど（咽頭）に飲み込み、食物が気管に入らないで咽頭から食道、胃へと送られるという、一連の複雑な過程で成り立っています。健康な方はほぼ無意識に一連の過程を遂行されていますが、脳血管障害、高齢者、認知機能の低下により、一連の過程が遂行できない場合があります。このような病態を摂食・嚥下機能障害と言います。一度、摂食嚥下機能障害が生じると、経口摂取ができなくなり、低栄養状態や脱水状態に陥ったり、食物が気管に入ってしまい肺炎を併発する（誤嚥性肺炎）などのリスクが生じます。

入院生活を送られている場合、「食べる」ことは楽しみ、喜びの一つであり、治療の一環でもあります。当院では入院時に脳血管障害及び70歳以上の全患者を対象に、摂食嚥下機能評価票を用いて摂食嚥下機能障害のスクリーニングを行っています。摂食・嚥下障害を疑う病歴が2点以上の場合は摂食嚥下機能障害と診断され、医師の指示により看護師らが摂食嚥下訓練プログラムに沿って間接・直接訓練を実施します。摂食嚥下機能訓練は、連続した時間軸の中で定期的に摂食嚥下機能を評価する必要があります。そこで、評価項目と評価基準、訓練方法、訓練過程の推移を明確にするために摂食嚥下機能障害用クリニカルパスを導入いたしました。

摂食嚥下機能障害用クリニカルパスでは障害を、食物の認識障害（認知期）、口への取り込み障害（準備期）、咀嚼と食塊形成障害（口腔期）、咽頭への送り込み障害（咽頭期）、咽頭を通過し食道までの送り込み障害（食道期）の5期に分類し、それぞれの障害について評価・訓練する様式となっております。各障害期の観察ポイントで問題点を抽出し、フローチャート式に訓練項目をチェックし、継続的に間接訓練、直接訓練を実施します。定期的に訓練の結果を点数化し、改善（+1点）、変化なし（0点）、悪化（-1点）で評価します。評価を数値化することにより、摂食嚥下機能障害の改善・維持・悪化がわかりやすく看護介入の方向性が統一されます。

摂食嚥下機能障害を有する患者様には食物の形態も重要になります。当院では、嚥下訓練食・軟菜食、栄養補助食品を用意しており、病状により食形態を変更していきます。段階的に食形態をゼリー状から固形食へと上げて行くことは直接訓練には必須の項目であり、別に食物形態変更クリニカルパスを作成し、実施しております。

今後も潜在化した摂食嚥下機能障害を適切に診断・評価し、摂食嚥下機能訓練により低栄養、脱水、誤嚥性肺炎を予防し、安全な経口摂取を目標とし、摂食・嚥下機能障害用クリニカルパスを用いて患者様の早期の自宅退院を目指してまいります。

食物形態変更クリニカルパス

食物形態変更クリニカルパスは、摂食嚥下障害訓練の間接訓練後期から訓練離脱期に向けて直接訓練を実施する際に使用しています。当院の直接訓練は経鼻栄養、胃瘻栄養など経口摂取不能な患者様の場合、嚥下訓練食 1（ゼリー食）から開始し、順次、嚥下訓練食 2（重湯ゼリー食）、嚥下訓練食 3（ペースト食）、嚥下訓練食 4（やわらかとろみ食）、軟菜食へと段階的に移行する形で実施しています。段階的摂食訓練の流れですが、滑らかなゼリーを 1 日 1 食から開始し、観察・評価を行いながら 3 食へ移行します。その後、粘膜への付着性・ざらつきの多少あるものを追加、問題がなければピューレ状・ペースト状の形態を追加、更に問題がなければ柔らかく調理し形のあるものを追加し、食物形態のレベルを上げていきます。最終的に達成するゴールは患者さんそれぞれにより異なりますが、継続して摂取可能と思われる食物形態や水分摂取方法の確認を定期的に行っています。

ある程度経口摂取が可能な患者様の場合は適宜開始する嚥下訓練食を調整し提供しております。定期的に摂食嚥下機能を評価し、嚥下訓練食をアップさせていきます。また、摂食嚥下機能が低下した場合は嚥下訓練食を下げることもあります。

摂食嚥下障害の患者さんは、経口からの摂取量が不十分なため、経腸栄養や静脈栄養、栄養補助食品で補う栄養管理が必要になります。栄養管理法についてですが、摂食訓練開始から 3 週目までは経腸栄養を基本とし、経口からの摂取量増加に伴い代替栄養の調整を行います。4 週目以降は個々の状態により異なりますが、経腸栄養から栄養維持を目的とした経口摂取へと移行します。

食物形態変更クリニカルパスは、摂食嚥下障害訓練の一環として段階的摂食訓練を行うことを目的とし、経口から栄養摂取できるようになることを最終目標としています。

摂食・嚥下障害訓練用クリニカルパス、食物形態変更クリニカルパスの書式はホームページ上では公開しておりませんので、ご質問のある方は下記までご連絡ください。

〒063-0029

札幌市西区平和 306 番地 1

平和リハビリテーション病院

摂食・嚥下障害訓練用クリニカルパス係（当院看護部長）

食物形態変更クリニカルパス係（当院管理栄養士）

TEL 011-662-1771

FAX 011-662-1779

E-mail heiwa-reha@seiwa-kai.or.jp